

# 監事監査報告書

令和5年5月12日

社会福祉法人青い鳥

理事長 飯田 美紀 殿

監事

小倉 正



監事

園部 正一



私たちは、社会福祉法人青い鳥の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち資金収支計算書（資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書を含む。）、事業活動計算書（事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書を含む。）及び貸借対照表（貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表を含む。）並びに附属明細書、財産目録及び計算書類に対する注記（以下、「計算関係書類等」という。）と、事業報告書につき検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算関係書類等の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 計算関係書類等は、法令及び定款に従い、収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (5) 会計監査人小倉龍彦の監査の方法及び結果は相当であると認めました。